

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

動物愛護及び管理に関する法律の改正を求める請願書

私たちは、人間と動物が共に安心して暮らせる社会の構築を目指し、下記事項の実現の為に動物の愛護及び管理に関する法律の改正とその実効性のある運用を求めてお願いいたします。

1. ペットの生体販売の以下の制限を求める

- ①インターネット等の通信・広告手段を用いてのペットの生体販売（ネットオークションを含む）を原則禁止とする。
- ②生後8週齢未満の犬猫の母親から隔離及び販売を原則禁止とする。
- ③販売動物の展示時間を1日8時間以内とし、その間に休息時間を設けること、及び夜8時以降の展示販売を禁止とする。

2. 動物取り扱い業の登録取り消しの制度を強化する

動物取り扱い業の遵守基準を厳密化し、基準に違反する業者に対しては登録取り消しを容易とする。

3. 犬猫の収容・処分施設の基準を設ける

行政及び民間における動物収容の施設について、動物の健康と福祉を確保するための施設および、飼育の基準、ならびに苦痛のない安楽殺処分の基準を設ける。

4. 勧告及び命令の改正

- ①動物虐待や悪質業者に対して、動物愛護担当職員に司法警察権を持たせる等の機能強化を図る。
- ②動物愛護推進員を市町村に置き、研修等による人材育成および活動の強化を図る。

5. 動物虐待に関する改正

- ①通報窓口の一本化や虐待内容を明記したガイドラインを制定し、取締りの基準を明確化し強化を図る。
- ②殺処分施設へ二回以上の持ち込み、又は不妊去勢を怠り、終生飼育を放棄する行為を虐待の範囲とする。
- ③違反する者に対し罰則金の下限及び上限を制定し、徴収金は収容動物保護への予算として運用する。

6. 情報公開に関する改正

動物収容施設の公開基準を制定し、全国の統一化を図る。

7. 実験動物に関する改正

各研究機関に対し、実験動物の登録制度を導入し「個体数・種類」「実験内容」等の把握を容易にする。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

送り先：〒211-0005 神奈川県横浜市神奈川区松見町 4-944-13-605 NipponSPCA「動物愛護管理法を見直す会」運営事務局

署名期限 2011年8月31日迄に上記へご郵送下さい。(HP nipponspca.com)